

国民健康保険被保険者証（保険証）が更新されます

高額な外来診療を受ける皆様へ

～平成24年4月1日から～
外来時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

これまでの高額療養費制度のしくみでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1日からは、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、個人単位で一つの医療機関でひと月の限度額を超える分は窓口で支払う必要がなくなります。認定証の提示がない場合は従来どおりの手続きになります。（国民健康保険税を滞納していると認定証の交付は受けられません）



※入院などの際に申請していただいた「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を現在お持ちの方は、有効期限までは外来にも引き続き利用できます。

※70歳未満の方と70歳以上で非課税世帯の方で認定証が必要な方は申請をして下さい。

※70歳以上で課税世帯の方は、高齢受給者証を医療機関の窓口で提示してください。

●申請先 市健康福祉課 国民健康保険係または各支所の市民係

《問い合わせ》 健康福祉課 国民健康保険係 ☎22-3167
57-3167

現 在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は平成24年3月31日までとなっています。平成23年度第10期分までの全ての国民健康保険税の納付がお済みの世帯には、4月以降お使用になる新しい被保険

者証を簡易書留で3月の下旬に郵送する予定です。70歳以上の方は高齢受給者証と一緒に郵送します。
※簡易書留とは配達の際に受け取りサインを頂かなければお届けできない郵便です。

納付がまだお済みでない方は早急にお願ひします！！

郵 送手続き終了後の納付の場合は窓口での交付となりますので領収書をお持ち下さい。
納期限までに納付することが困難な場合は市役所で随時納税相談を行います。お早めにご相談下さい。（すでに納税相談をされ、計画的に納付されている方は、従来通り納付後に窓口で短期の保険証を交付いたします）
●納税相談 税務課 ☎22・3148

「芝桜」をご提供いただける方を募集します！

内 牧にある遊具公園「あそ☆びバ」に隣接している阿蘇中央公園では、水辺内の水質浄化や周辺環境整備も進み、潤いと安らぎのある空間になってきています。
現在、水辺の護岸整備を一部進めています。来園者に対するおもてなしや景観の向上に向け、のり面に「芝桜」を植える計画です。
春になれば綺麗な花を咲かせ、来園者をきっと満足させる施設環境が整うと考えています。
つきましては、ご自宅等に植えてある「芝桜」を中央公園に分けていただけないでしょうか？数量や品種は問いません。ご提供いただける方は、大変お手数ですが、企画振興課までご連絡をお願ひします。



《問い合わせ》 企画振興課 地域振興係 ☎22-3169

年度末は住民異動窓口の混雑が予想されます！ 余裕をもって、お手続きをお願いします！

【本人確認書類】

1つ見せていただければ確認できる書類

●国または、地方公共団体の機関が発行した写真付きのもの

【例】

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（写真付き）、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）など

※上記の書類（原本）を1つご持参ください。

2つ以上見せていただければ確認できる書類

●公的機関が発行した書類

【例】




国民健康保険被保険者証、健康保険・介護保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、恩給証書、住民基本台帳カード（写真のないもの）など

※上記の書類（原本）を2つ以上ご持参ください。

例 年、3月末から4月初めにかけて、窓口での転入転出による異動、及び各種証明書の交付手続きが、通常の数倍となります。このため、例年窓口業務が非常に混雑し、手続きに時間がかかります。移動交付機のご利用及び日時や時間に余裕

をもつて、手続きし
てください。
窓口での各種手続きや証明書発行では、本人が窓口で手続きされても、免許証などにより本人確認をすることが、法令により義務付けられています。必ず、本人確認ができる書類を持参してください。

※確認できる書類をお持ちでない場合や、問い合わせに関しては下記までお願いします。

《問い合わせ》	市民環境課 戸籍年金係	☎22-3135		55-3135
	内牧支所 市民係	☎32-1111		55-1111
	波野支所 市民係	☎24-2001		24-2001

昨年10月からの「子ども手当」、 申請はお済みですか？

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには・・・

10月より前に受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ方はすべて、阿蘇市（阿蘇市在住の場合）へ申請する必要があります。（公務員の方は勤務先へ申請）

3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受給できます。

期限までに申請を行わなかった場合は、手当を受け取ることができなくなります！！

次に該当する場合はご注意ください！

以下の方は申請した月の翌月分からの支給となります。
（3月までに申請しても遡って受け取れません）

- 10月以降に他の市町村へ転居した方
- 10月以降にお子さんが生まれた方


※申請が遅れると、遅れた分の手当を受け取ることができなくなる場合がありますので、速やか（15日以内）に申請をしてください。



申請期限 3月30日 金

申請先

・市役所 健康福祉課
・内牧支所 ・波野支所
※公務員の方は勤務先へ申請

《問い合わせ》	健康福祉課 子育て支援係	☎22-3167		56-3167
---------	--------------	----------	---	---------